

公益財団法人大学基準協会

大学評価に関する規程

分科会委員候補者の範囲と推薦等に関する細則

平28. 9. 14決定

令2. 1. 28改定

令6. 1. 31改定

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人大学基準協会大学評価に関する規程第13条に定める分科会等に関し、その委員となる者の範囲並びにその推薦及び登録について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、分科会委員とは、大学評価委員会のもとに設置される大学評価分科会委員並びに大学財務評価分科会委員及び同分科会のもとに設置する部会等の委員をいう。

(分科会委員候補者の範囲)

第3条 公益財団法人大学基準協会大学評価に関する規程第13条に定める分科会委員のうち、その他の委員として委嘱され得る者は、以下の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本協会の正会員大学又は関係機関（以下これらを総称する場合は、「正会員大学等」という。）に所属する者であって、その長から推薦され、本協会に登録された者
- 二 正会員大学等に所属する者であって、大学の教育研究その他の活動に深い見識を持つとともに大学評価の趣旨に理解を有する者として大学評価委員会が指名する者
- 三 大学に所属していた者であって、大学の教育研究その他の活動に深い見識を持つとともに大学評価の趣旨に理解を有する者として大学評価委員会が指名する者
- 四 大学評価委員会が指名するその他の有識者

(分科会委員候補者の推薦及び登録)

第4条 前条第1号に定める分科会委員候補者の推薦は、本協会の定める様式に基づいて指定された期日までに行うものとする。

- 2 前項に定める推薦において、大学評価分科会委員候補者及び大学財務評価分科会（同分科会のもとに設置する部会等を含む。）委員候補者の推薦人数は、本協会が別に定める人数とする。
- 3 第1項の定めによって推薦された分科会委員候補者の登録期間は、2年間とする。ただし、更新を妨げない。
- 4 正会員大学等は、第1項に定める以外の期間において、第2項に定める候補者を変更又

は追加推薦することができる。この場合において登録期間は、前項に定める登録期間終了をもって終わるものとする。

- 5 正会員大学等が分科会委員候補者の推薦を取消す場合は、別に定める手続をとるものとする。

(研修会への参加)

第5条 第3条第1号に定める登録者及び第3条第2号から第4号のいずれかに該当する者で分科会委員として委嘱されることが予定されている者は、本協会が開催する研修会に参加することができる。

附 則 (平成28年9月14日)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月28日)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月31日)

この細則は、令和7年4月1日から施行する。